

問 1	大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱い	1
問 2	「大工、左官、とび職等」の意義	2
問 3	契約によって所得区分が判定できないときの判定基準	4
問 4	所得区分の判定基準（1） 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められる場合	5
問 5	所得区分の判定基準（2） 時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受ける場合	6
問 6	所得区分の判定基準（3） 指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受ける場合	8
問 7	所得区分の判定基準（4） まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの 権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できる場合	9
問 8	所得区分の判定基準（5） 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。） を報酬の支払者から供与されている場合	10
問 9	総合勘案して所得区分を判定する場合（1）	11
問10	総合勘案して所得区分を判定する場合（2）	12
問11	報酬の支払者における所得税の源泉徴収と消費税の仕入税額控除	13

(大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱い)

問1 所得税の確定申告等に当たり、大工、左官、とび職等が建設、据付け、組立てその他これらに類する作業において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分はどのように判定するのでしょうか。

(答)

- 1 事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいうこととされていますので、例えば、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当します。
- 2 したがって、大工、左官、とび職等が、建設、据付け、組立てその他これらに類する作業（以下「建設作業等」という。）において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬（以下「本件報酬」という。）に係る所得区分は、本件報酬が、請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定することになります。
- 3 なお、雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価として給与所得に該当する場合は、その給与等の支払をする者は、その支払の際に、所得税の源泉徴収を行うこととなります。

#### 【参考】

○最判昭和56年4月24日（民集35巻3号672頁）

およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得（同法27条1項、同法施行令63条12号）と給与所得（同法28条1項）のいずれに該当するかを判断するにあたっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考察しなければならない。したがって、弁護士の顧問料についても、これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に依りて、その法的性格を判断しなければならないが、その場合、判断の一応の基準として、両者を次のように区別するのが相当である。すなわち、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。

(「大工、左官、とび職等」の意義)

問2 「大工、左官、とび職等」とは、具体的にどのような者をいうのでしょうか。

(答)

本通達でいう「大工、左官、とび職等」とは、日本標準職業分類(総務省)の「大工」、「左官」、「とび職」、「石工」、「板金作業者」、「屋根ふき作業者」、「塗装作業者」、「植木職、造園師」、「畳職」に分類する者その他これらに類する者をいいます(本通達1)。

【参考】

○日本標準職業分類(平成9年12月改定)(総務省)(抜粋)

大分類G 農林漁業作業者

中分類43 農業作業者

小分類433 植木職、造園師

植木の植込・手入、造園の造築の仕事に従事するものをいう。

大分類I 生産工程・労務作業者

I-1 製造・制作作業者

中分類54 土石製品製造作業者

小分類541 石工

石工用機械又は手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫り、石塔・石材・うす(臼)などの加工製作の仕事に従事するものをいう。石積の仕事に従事するものも含まれる。

中分類55 金属加工作業者

小分類554 板金作業者

金切はさみ・つち(鎚)・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、ハンダ・硬ろう(蠟)・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。

中分類72 その他の製造・制作作業者

小分類723 塗装作業者

塗料の調整・き(素)地作り(パテ拾い・めどめ・さび(錆)落としなど)・下地塗り・水どき・中塗り・上塗り・文字書きなどの仕事に従事するものをいう。はけ塗り・へら塗り・たんぼ塗り・吹付け・刷り込み・転写・まき(蒔)絵は(貼)りの仕事に従事するものも含まれる。

I-3 採掘・建設・労務作業者

中分類76 建設躯体工事作業者

小分類762 とび職

くい(杭)打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取り壊し・

けた（桁）かけなどの仕事に従事するものをいう。

中分類 77 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）

小分類 771 大工

家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。

小分類 773 屋根ふき作業者

かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。

小分類 774 左官

土・モルタル・プラスタ・漆くい（喰）・人造石等の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するものをいう。

小分類 775 畳職

畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。

(契約によって所得区分が判定できないときの判定基準)

問3 大工、左官、とび職等が建設、据付け、組立てその他これらに類する作業において業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分が、契約によって判定できないときは、どのように判定するのでしょうか。

(答)

1 大工、左官、とび職等が、建設作業等において支払を受けた本件報酬に係る所得区分は、本件報酬が請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は、雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定することになります。

民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされています。

業務の遂行又は役務の提供には種々の形態が存するところ、大工、左官、とび職等が、建設作業等において支払を受けた本件報酬に係る所得区分が、契約によって判定できない場合には、例えば、次の事項を総合勘案して判定することになります。

- ① 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- ② 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受けるかどうか。
- ③ 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受けるかどうか。
- ④ まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。
- ⑤ 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。以下同じ。）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

2 したがって、その個人の業務の遂行又は役務の提供について、例えば他人の代替が許容されること、報酬の支払者から時間的な拘束や指揮監督（業務の性質上当然に存在するものを除きます。）を受けないこと、引渡未了物件が不可抗力のために滅失した場合等に、既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬について請求することができないこと及び役務の提供に係る材料又は用具等を報酬の支払者から供与されていないこと等の事情がある場合には、事業所得と判定することとなります。

#### 【参考】

○民法（抄）

623条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(所得区分の判定基準 (1))

問4 次に掲げるような場合は、「他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められる」場合に該当しますか。

- ① 急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われる場合（作業に従事した者に対する報酬は、本人が支払う。）
- ② 急病等により作業に従事できない場合には、報酬の支払者が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬は当該他の作業員に支払われる場合

(答)

1 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められることは、当該業務の遂行又は役務の提供の対価として受ける報酬に係る所得が事業所得に該当すると判定するための要素の一つとなります。これに対し、他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められないことは、当該所得が給与所得に該当すると判定するための要素の一つとなります。

2 事例①の場合は、本人が自己の責任において他の者を手配し、当該他の者が行った役務提供に係る報酬が本人に支払われるものであり、役務の提供を行った者が誰であるかにかかわらず、支払者から本人に報酬が支払われるものであることから、他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められています。

一方、事例②の場合は、支払者の責任において、他の者を手配し、他の者が行った役務提供に係る報酬が支払者から直接当該他の者に支払われるものであり、役務の提供を行った者に対してのみ報酬が支払われています。

3 したがって、事例①の場合は、「他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められる」場合に該当し、事例②の場合は、「他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められる」場合に該当しないこととなります。

**【参考】**

○民法（抄）

625 条第 2 項 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労働に従事させることができない。

(所得区分の判定基準 (2))

問5 次に掲げるような場合は、「報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く、以下同じ。）を受ける」場合に該当しますか。

① 作業時間を午前9時から午後5時までとされている場合

イ 午後5時までに予定されている作業が終わった場合には予定されている作業以外の作業にも従事する。また、午後5時までに予定されている作業が終わらず午後5時以降も作業に従事した場合には午後5時以降の作業に対する報酬が加算されて支払われる。

ロ 作業時間の指定は近隣住民に対する騒音の配慮によるものであり、午後5時までに予定されている作業が終わった場合には、午後5時前に帰宅した場合でも所定の報酬の支払を受けることができる。

② 作業の進行状況等に応じて、その日の作業時間を自らが決定できる場合

(答)

1 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束を受けることは、本件報酬に係る所得が給与所得に該当すると判定するための要素の一つになります。

2 事例①のイの場合は、作業の内容にかかわらず、午前9時から午後5時までの間、作業に従事したことに対して報酬が支払われる、すなわち、指定された時間作業に従事したことに基づいて報酬が支払われるものであることから、時間的な拘束を受けるものに該当します。

一方、事例①のロ及び②の場合には、作業時間に関係なく、作業内容に応じて報酬が支払われるものであることから、時間的な拘束を受けるものではありません。

3 したがって、事例①のイの場合は、「報酬の支払者から作業時間を指定されるなど時間的な拘束を受ける」場合に該当し、事例①のロ及び②の場合は、「報酬の支払者から作業時間を指定されるなど時間的な拘束を受ける」場合に該当しません。

なお、事例①のロについては、騒音を発生する作業を行う場合に、近隣住民への配慮から作業時間が指定されているものであり、作業実施上の条件であることから、ここにいう時間的な拘束には当たりません。

【参考】

○最判昭和 56 年 4 月 24 日（民集 35 卷 3 号 672 頁）

給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかが重視されなければならない。

○平成 19 年 11 月 16 日東京地裁（平成 20 年 4 月 23 日東京高裁、平成 20 年 10 月 10 日最高裁同旨）

本件各支払先による労務の提供及びこれに対する原告による報酬の支払は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、原告との関係において空間的（各仕事先の指定等）又は時間的（基本的な作業時間が午前 8 時から午後 5 時までであること等）な拘束を受けつつ、継続的に労務の提供を受けていたことの対価として支給されていたものと認めるのが相当である。

したがって、…本件各支払先に対する本件支出金の支払は、所得税法 28 条 1 項に規定する給与等に該当するものと認めることができる。

(所得区分の判定基準 (3))

問6 次に掲げるような場合は、「作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く、以下同じ。）を受ける」場合に該当しますか。

- ① 現場監督等から、作業の具体的な内容・方法等の指示がなされている場合
- ② 指示書等の交付によって、通常注文者が行う程度の作業の指示がなされている場合
- ③ 他職種との工程の調整や事故の発生防止のために、作業の方法等の指示がなされている場合

(答)

- 1 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受けることは、本件報酬に係る所得が給与所得に該当すると判定するための要素の一つになります。
- 2 事例①の場合、報酬の支払者（現場監督等）から具体的な内容・方法等の指示を受け、作業に従事するものであることから、指揮監督を受けていると認められます。  
事例②の場合には、具体的な内容や方法は本人に委ねられているものであることから、指揮監督を受けていないと認められます。  
事例③の場合には、他職種との工程の調整や事故の発生防止のために作業の方法等を指示するものであり、業務の性質上当然に存在する指揮監督であることから、本通達にいう報酬の支払者からの指揮監督には当たりません。
- 3 したがって、事例①の場合は、「作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受ける」場合に該当し、事例②及び③の場合は、「作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受ける」場合に該当しません。

【参考】

○昭和 56 年 3 月 6 日京都地裁（昭和 57 年 11 月 18 日大阪高裁同旨）

給与所得に該当するか否かは、既にみたとおり、労務の提供が使用者の指揮監督に服してなされているか、労務提供における危険と計算は誰が負っているかを基準に判断すべきであり、多種多様な給与所得者について労務提供における処遇上の差異があるからといって、その処遇が充分でない者の所得を給与所得でないとする根拠とはならない。

[認定]

（一）健康保険、失業保険、厚生年金保険の加入資格、職員組合、共済組合等の組合員資格のいずれをも有しない、（二）就業規則が適用されない、（三）専任教員についての賃金規則、退職金規程も適用されない、…（七）夏季、冬季の一時金が支給されないとの勤務形態、処遇にあること…が認められる。

(所得区分の判定基準 (4))

問7 次に掲げるような場合は、「まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できる」場合に該当しますか。

- ① 完成品が、引渡し前に台風により損壊した場合であっても、提供した役務に対する報酬の支払を請求できる場合
- ② 完成品が、引渡し前に台風により損壊した場合には、提供した役務に対する報酬の支払を請求できない場合

(答)

- 1 まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できることは、本件報酬に係る所得が給与所得に該当すると判定するための要素の一つになります。
  
- 2 事例①及び②の場合は、いずれも台風という不可抗力のため、完成品が損壊したものです。事例①の場合には報酬の支払が請求でき、事例②の場合には請求できないことから、事例①の場合は、「まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できる」場合に該当し、事例②の場合は、「まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できる」場合に該当しません。

【参考】

○平成 19 年 11 月 16 日東京地裁 (平成 20 年 4 月 23 日東京高裁、平成 20 年 10 月 10 日最高裁同旨)

本件各支払先としては、原告に対し、ある仕事を完成することを約して (民法 632 条参照) 労務に従事していたと認めることはできず (原告は本件各支払先に対し作業時間に従って労務の対価を支払っており、達成すべき仕事量が完遂されない場合にも、それを減額したりはしていない。)、労働に従事することを約して (同法 623 条参照) 労務に従事する意思があったものと認めるのが相当であり、…本件各支払先に対する本件支出金の支払は、所得税法 28 条 1 項に規定する給与等に該当するものと認めることができる。

(所得区分の判定基準 (5))

問8 次に掲げるような場合は、「材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く、以下同じ。）を報酬の支払者から供与されている」場合に該当しますか。

- ① 手持ちの大工道具以外は報酬の支払者が所有する用具を使用している場合
- ② 報酬の支払者が所有する用具を使用せず、本人が所有する据置式の用具を建設作業等に使用している場合

(答)

1 材料又は用具等を報酬の支払者から供与されていることは、本件報酬に係る所得が給与所得に該当すると判定するための要素の一つになります。

2 事例①の場合には、作業に当たり、報酬の支払者が所有する用具を使用していることから、材料・用具等を供与されていると認められます。

一方、事例②の場合には、報酬の支払者が所有する用具を使用せず、自己が所有する据置式の用具を使用して作業を行っていることから、材料・用具等を供与されているとは認められません。

3 したがって、事例①の場合は、「材料又は用具等を報酬の支払者から供与されている」場合に該当し、事例②の場合は、「材料又は用具等を報酬の支払者から供与されている」場合に該当しません。

なお、事例②については、たとえ本人が手持ち工具程度の用具に該当しない用具を所有している場合であっても、本件報酬に係る建設作業等においてこれを使用していないときは、本件報酬に係る所得が事業所得に該当すると判定するための要素とはなりません。

【参考】

○平成19年11月16日東京地裁（平成20年4月23日東京高裁、平成20年10月10日最高裁判旨）

本件各支払先は、原告から指定された各仕事先において原告代表者又はA社の職員である現場代理人の指示に従い、基本的に午前8時から午後5時までの間、電気配線工事等の作業に従事し、(中略) 各仕事先で使用する材料を仕入れたことはなかったこと、ペンチ、ナイフ及びドライバー等のほかに本件各支払先において使用する工具及び器具等その他営業用の資産を所持したことはなかったことなどが認められるところ、(中略) 総合的に考慮すると、その労務の実態は、いわゆる日給月給で雇用される労働者と変わりがないものと認めることができるから、このような本件各支払先について、自己の計算と危険において独立して電気配線工事業等を営んでいたものと認めることはできない。

(総合勘案して所得区分を判定する場合 (1))

問9 次のような場合、左官AがB社から受けた報酬に係る所得区分の判定はどのように行うのでしょうか。

[例]

契約関係： 書面契約はないが、口頭により、マンションの壁塗り等の作業を、1日当たり2万円の報酬で行っている。報酬の支払日は月ごとに決められている。

代替性の有無： 左官Aが自己の判断で補助者を使用することは認められておらず、作業の進捗が遅れている場合には、B社が新たに左官Cを手配する。  
左官Cに対する報酬は、B社が支払う。

拘束性の有無： 左官AはB社の指示により午前8時から午後5時まで労務を提供しており、予定していた作業が午後5時までに終了した場合には、B社の指示により壁塗り以外の作業にも従事することがある。

なお、予定していた作業が午後5時までに終了せず、午後5時以降も作業に従事した場合は、1時間当たり3千円の報酬が加算して支払われる。

指揮監督の有無： 左官Aが作業する箇所や順番はB社から毎日指定される。

危険負担の有無： 工事途中で天災等で作業後の壁が破損し、再度作業を行うことになった場合であっても、左官Aに対する報酬金額が減額されることはなく、作業日数に応じた報酬が支払われる。

材料等の供与の有無： この購入に係る費用は左官Aが負担し、モルタルや脚立はB社が供与する。

(答)

左官が壁塗り等の作業において業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬の所得区分は、当該報酬が、請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定します。

しかしながら、左官AとB社との間に書面契約が存在せず、契約関係が明らかでないため、所得区分については、事実関係を総合勘案して判定することになります。

今回のケースは、①他人が代替して業務を遂行することが認められていないこと、②B社から時間的な拘束を受けること、③作業の具体的な内容や方法についてB社から詳細な指示を受けており指揮監督を受けること、④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失し、再度役務を提供する場合において、既に提供した役務に係る報酬の支払を請求できること、⑤手持ち工具を除き、材料や用具等を負担していないことが認められます。

したがって、左官Aがマンションの壁塗り等の作業を行った対価としてB社から受けた報酬は、原則として給与所得の収入金額になります。

※ この回答は、事例における事実関係を前提とした一般的なものであり、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、個々の事実関係に応じて所得区分を判定する必要があります。

(総合勘案して所得区分を判定する場合(2))

問10 次のような場合、とび職DがE社から受けた報酬に係る所得区分の判定はどのように行うのでしょうか。

[例]

契約関係： 書面契約はないが、口頭により、ビル木造住宅の建設に係る足場の組立て作業を行っている。足場の組立作業が全て終了した後に、所定の報酬が一括して支払われる。

代替性の有無： とび職Dは、自己の判断で補助者を使用することが認められている。  
とび職Dが補助者としてとび職Fを手配した場合、報酬はすべてとび職Dに対して支払われ、とび職Fに対する報酬は、とび職Dが支払う。

拘束の有無： とび職Dは、午前8時から午後5時まで労務を提供しているが、作業の進捗状況に応じて自己の判断で午後5時までに作業を終えたり、午後5時以降も作業を行ったりすることがある。

なお、午後5時までに作業を終えた場合や、午後5時以降も作業を行った場合であっても、とび職Dに対して支払われる報酬が減算ないし加算されることはない。

指揮監督の有無： E社は仕様書や発注書により基本的な作業を指示し、具体的な作業工程やその方法は、とび職Dが状況を見ながら判断して決定する。

危険負担の有無： 作業の途中で組み立てた足場が台風により崩れ、再度作業を行うことになった場合であっても、足場の組立作業が全て終了するまでは報酬が支払われず、また、報酬の額が加算されることはない。

材料等の供与の有無： ワイヤロープやクレーンなどの材料及び用具はE社が供与している。

(答)

とび職が建設作業等において業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬の所得区分は、当該報酬が、請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定します。

しかしながら、とび職DとE社との間に書面契約が存在せず、契約関係が明らかでないため、所得区分については、事実関係を総合勘案して判定することになります。

今回のケースは、①他人が代替して役務を提供することが認められていること、②E社から時間的な拘束を受けないこと、③具体的な作業工程やその方法についてE社から指揮監督を受けないこと、④作業の途中で不可抗力のため足場が崩れた場合に、既に提供した役務に係る報酬の支払を請求できないといった事実関係が認められるため、とび職Dが、建設作業等を行った対価としてE社から受けた報酬は、原則として事業所得の収入金額になります。

なお、とび職Dがワイヤロープやクレーンなどの材料及び用具を負担していないことが認められますが、このことだけをもってこの報酬が給与所得に該当するということはできません。

※ この回答は、事例における事実関係を前提とした一般的なものであり、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、個々の事実関係に応じて所得区分を判定する必要があります。

(報酬の支払者における所得税の源泉徴収と消費税の仕入税額控除)

問11 個人事業者若しくは法人が、建設作業等に係る業務の遂行又は役務の提供を受けたことの対価として大工等に報酬を支払う場合、①所得税の源泉徴収、②消費税の仕入税額控除はどのように取り扱われますか。

(答)

1 個人事業者若しくは法人が、建設作業等に係る業務の遂行又は役務の提供を受けたことの対価として大工等に報酬を支払う場合における所得税の源泉徴収及び消費税の仕入税額控除については、本通達の判定基準によって給与所得に該当する場合と事業所得に該当する場合とで取扱いが異なることとなります。

2 報酬の支払者における所得税の源泉徴収と消費税の仕入税額控除は、以下のように取り扱うこととなります。

① 報酬の支払者における所得税の源泉徴収

居住者に対し国内において所得税法第 28 条第 1 項《給与所得》に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならないこととされています(所法 183①)。

したがって、当該報酬が給与所得に該当する場合には給与所得として源泉徴収が必要となり、事業所得に該当する場合には源泉徴収が必要ないこととなります。

② 報酬の支払者における消費税の仕入税額控除

個人事業者及び法人が、国内において行う課税仕入れについては、消費税の仕入税額控除の対象となりますが、所得税法第 28 条第 1 項《給与所得》に規定する給与等を対価とする役務の提供を受けることは課税仕入れの範囲から除かれています(消法 2①十二、消法 30①一)。

したがって、当該報酬が給与所得に該当する場合には仕入税額控除の対象となりませんが、事業所得(請負)に該当する場合には仕入税額控除の対象となります。